

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

- H26.4.4 参議院本会議可決(全会一致)
- H26.5.29 衆議院本会議可決(全会一致)
- H26.6.4 公布・施行

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争 ○現場の担い手不足、若年入職者減少
○発注者のマシンパワー不足 ○地域の維持管理体制への懸念 ○受発注者の負担増大
<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

☆ 改正のポイントI：目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
 - ・現在及び将来の公共工事の品質確保
 - ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
 - ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
 - ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
 - ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
 - ・ダンピング受注の防止
 - ・下請契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
 - ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保
 - 等

☆ 改正のポイントII：発注者責務の明確化

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定
- 不調、不落の場合等における見積り微収
- 低入札価格調査基準や量低制限価格の設定
- 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 ○発注者間の連携の推進
- 最新単価や実態を反映した予定価格
- 歩切りの根絶
- ダンピング受注の防止 等

☆ 改正のポイントIII：多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式（新規参加が不當に阻害されないようにするために配慮しつつ行う）→受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式（複数年契約、一括発注、共同受注）→地元に明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、
○国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力
○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定